

【点検要領】（抜粋）

第6 火を使用する設備の位置、構造及び管理等
2 点検方法等

点 検 項 目			点 検 方 法	判 定 方 法
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火を使用する設備等	設備の管理	<u>設備の管理の状況について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</u>	設備及びその附属設備に破損、亀裂及び燃料漏れがないこと。 ただし、掘りごたつ及びいろりを除く。 <u>天蓋と接続する排気ダクト内の清掃が行われていること。</u>